

[秋田営林局、平成6年度業務研究発表会]

## 自然と林業の共存

(平成7年2月7日)

山形大学名誉教授 北村 昌美

### 1. 自然からの恩恵

人間は自然から多くの恩恵を受けている。つい最近までは、そのうち木材などの生産物だけが恩恵であるように思われてきたが、現在はそのほかにも無限に近い恩恵のあることが知られている。たとえば森林の水源かん養機能や国土保全機能などがよく知られるようになり、さらに酸素の生産や騒音防止作用などについても今や知らぬ者はいない。酸素ばかりでなく、森林の生産する化学物質、たとえばフィトンチッドなども人間の健康にきわめて有効といわれる。そのためにわが国でも森林内を歩くことの効果や楽しみが見直されるようになり、「森林浴」という言葉さえ生まれたのである。

さらに忘れてならないのは自然や森林から受ける文化的な恩恵である。世界のどこでも、森林から生活の必需品が得られるばかりでなく、伝統文化が生まれ伝説や民話が生まれてきた。それぞれの土地の民族性や国民性は、それらの総合的な成果としてしだいに形成されてきたのである。やがてその民族性や国民性から新たな文化が生まれ、現在の文明社会が築きあげられてきたのだといえよう。

このようにおびただしい恩恵を、人間はただ受けるばかりでよいのだろうか。当然ながら人間にはそれに報いる責務があるはずだ。そのために、自然や森林に対して働きかける人間の作用を重視しなければならない。これはある場合には自然を保護するという形で現れ、またある場合には自然の動きに手を加えて、その変化を助成するという形をとるであろう。まとめていえば、自然の恩恵を享受するのが従来の農林業、自然に対する人間の責務が自然保護ともなるであろう。当然ながら両者は対立するものではない。大切なのはどこに両者の調和点を見出すかということである。自然と林業の共存とはそのことを指しているといつてよいであろう。

### 2. 日本人の自然観

なぜ自然観について最初に述べるのか。それは同じ自然保護といいながら、西欧と日本では本来根本的に発想が異なっていたからである。ただし現在の自然保護思想については、両者の間にそれほど大きな違いがあるとは思えない。なぜなら、現在の日本人の自然観は、科学思想が導入されて以来急速に西欧化してしまったからである。そこで、本来の日本人の自然観と西欧の自然観の違いについてまず述べておくことと

したい。

明治時代に西欧の科学思想が導入される以前の日本人にとって、「自然」とは今日われわれが認識しているような事物や事象を指してはいなかった。おのずからそうなるという状態、すなわち人間による作為の加えられていない「状態」もしくは「あり方」を意味していたのである。西欧の自然科学の導入によって、認識の対象としての「自然」が一般化するのであるが、それでも名詞としての「自然」が用いられるようになったのは明治の末に近いころだという。それ以後日本人の自然観はしだいに変貌をとげるのである。そこでかつての日本人の自然観の名残ともいべき特徴を次に列挙しておくこととしたい。

i. 日本人は自然、特に四季の変化に対して、きわめて繊細鋭敏な感受性をもっている。

ii. 日本人は自然に対して親和的の一体感をもっている。

iii. 日本人にとって自然は「なる」ものであり、「なる」ものが自然なのである。

一方西欧の自然観はこれらすべての点にわたって異なっている。感受性の評価は相対的なものであるにしても、一体感どころか常に自然を人間の下に見てきたといつてよい。たとえばデカルトは『方法序説』の中で、「人間が自然の主人にして所有者になる」と述べており、ベーコンもまた「自然の支配」をスローガンとして近代文明を造ろうとした。明治になって日本が導入したのは、このような思想のもとでの近代科学だったのである。しかもそれは日本人の眼にはこの上なく輝かしいものに見えたにちがいない。そのとりことなった日本人は、やがて本来の日本人の自然観を棄て、西欧の科学思想を身につけるとともに現実の自然から遠ざかっていったのである。

自然は神の創造したものとすむ西欧の思想に比べて、自然は「なる」ものとする日本人の自然観はあまりにも隔たっている。神がこの世界を創造したものであるから、自然そのものにも神の意思が反映しているはずというのが西欧の考え方で、自然を研究することは神の作業を解明することという論理が生まれる。これに対し日本では、神の手を煩わさなくても神の意思は自然に顕（あらわ）れる、という考え方である。総括すると、西欧の「創造」に対して、日本では「顕現」とでも表現するのが適切であろう。

こういう自然観の違いは当然自然保護の思想にも反映するはずであるが、前述のように現在の日本人はすでに西欧の自然観を受け入れている。その結果、自然と人間の調和という問題に直面してますます悩みを深めているのが実情といえよう。西欧のように自然を人間の下におくという思想のもとでは、もはや解決策を求めるのは困難かもしれない。そこであらためてかつての日本人の自然観が注目され、共存の道を求めようとしているのが現在である。このことについてはいずれ後に触れることとして、ここではまず西欧の自然保護思想から出発した日本の自然保護について述べておきたい。

### 3. 自然保護の思想と方法

自然を認識の対象と考えなかった日本人と違って、西欧でははじめから自然を人間

の下においてただけに、保護の理念や方法が早くから確立されていたといえるであろう。特に目立つのはアメリカの場合で、国策として自然保護が古くから取り上げられ、すでに1872年には世界最初の国立公園が生まれている。そもそも自分たちが最初から育ててきた自然ではないのだから、ともかくそれを保護しようという思想が生まれたとしても不思議ではない。

ただし日本が強い影響を受けたのはヨーロッパの郷土愛から出発した保護運動で、1919年（大正8）には「史跡名勝天然記念物保存法」が制定されている。このころドイツではワイマール憲法（1915）に、自然記念物ならびに景観の保護と管理は国家の義務、という条文が見られる。さらに1935年（昭和10）には「連邦自然保護法」が制定された。ちなみに日本で「国立公園法」が制定されたのは1931年（昭和6）であった。これが1957年（昭和32）に廃止されて「自然公園法」が成立している。また1971年（昭和46）には、従来厚生省の管轄であった「自然公園」が環境庁に移されることとなった。

自然保護の理念には当初からみればかなりの変遷があったといえる。その過程を大きくまとめてみると、まず点から面へという可視的な広がりを指摘できるであろう。国立公園の指定などにみられる自然公園の目的は、「すぐれた自然の風景地を保護する」（自然公園法）ことであって、これは面としての自然保護にほかならない。ところが保護の質的な重点は、現在すでに単なる自然景観や自然環境の保護から生態系のバランスへと移行している。すなわち「すぐれた自然景観の保護」から「すぐれた自然生態系の保護」に移行したといえるであろう。このような変遷の経過を受けて制定されたのが「自然環境保全法」である。

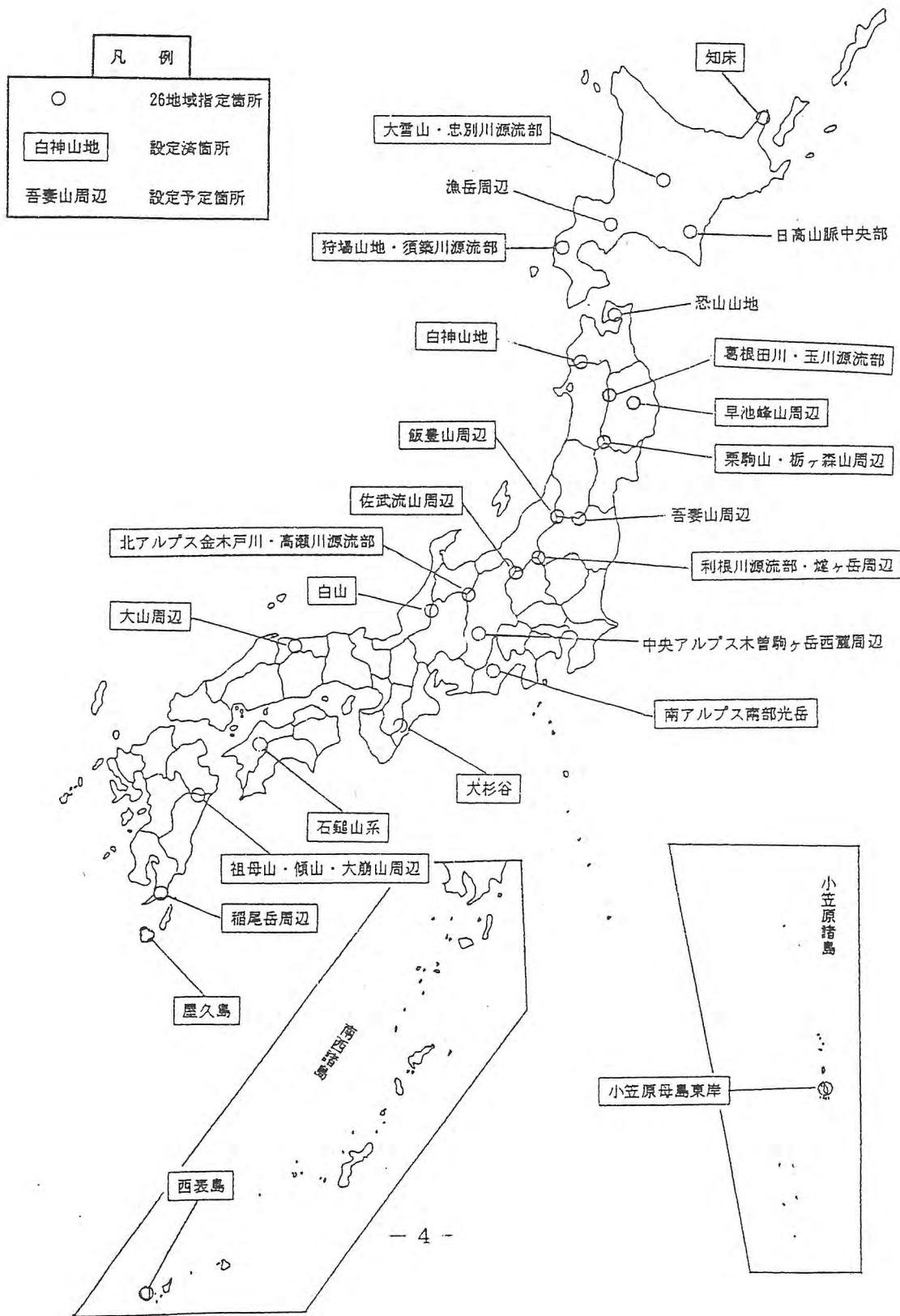
日本の自然公園の場合、自然環境の多重利用という条件が常に伴うため、なんとかして「保護」と「利用」の両面を生かさねばならない。このために採用されているのが地域指定の考え方で、林木の伐採制限の程度によっていわゆる「地種」を区別している。最も制限の厳しいのはもちろん禁伐である。ところが自然公園にこのような規制があっても、保護と利用の両面が要請されるかぎり自然保護の成果を期待するのは困難といえるであろう。そのような事情が国有林に「森林生態系保護地域」の設定をうながしたのである。

「森林生態系保護地域」は全国に26箇所（平成6年度設定見込の箇所を含めて）設定され、中でも著名なのが「知床半島」「白神山地」「屋久島」などである。このうち「白神山地」と「屋久島」は、1993年（平成5年）末に世界遺産条約の自然遺産として登録された。

#### 4. 自然保護と林業の関係

林業と自然保護の相克という場面は、これまでしばしば話題になったものである。その背景には日本人の自然観の特質があることを指摘しておかねばならない。かつての日本人のような自然との密接な関係が失われ、現実の自然ではなくて観念的な自然ばかりが意識にのぼるようになってから、この両者の論争はたえず空回りを繰り返している。同じ「自然」が問題になっているようでありながら、「現実の自然」と「観

# 森林生態系保護地域の設定状況



念の自然」という異なったものを対象としているかぎり、おそらくこの空回りの状態はまだ続くことであろう。そればかりでなく、かりに自然の実態を知りつくしたとしても、やはり自然保護の解釈はさまざまに分かれるにちがいない。この混乱の原因のひとつは、きわめて幅の広い自然保護の概念を、ひとつの考え方で統一しようとするところにあるとみてよかろう。保護の内容も方法も状況に応じて変わるべきである。そこで種々の状態に対応した自然保護の考え方を、このあたりで一度整理しておくこととしたい。

自然保護の目的と管理方法の分類例

| 自然保護の分類         | 自然保護の目的   | 自然の管理方法   |
|-----------------|---|---|
| 保存的自然保護         | 将来の世代、学術研究のために手の加わっていない自然を保存する。                   | 自然に人為が加わらないように管理する。                                   |
| 現状維持的自然保護       | 生態的・歴史的・文化的価値等のある自然を現状の形態のまま維持する。                 | 現状の自然形態を維持するために、人為等を含め、できるかぎりの手段をもちいる。                |
| 保全的自然保護         | 自然の有する価値を積極的に人間生活に活用し、なおかつ、良好な自然として保全する。          | 積極的に活用するため自然の多少の質的变化は認めるが、他の土地利用形態への転換は行なわない。         |
| 自然回復<br>(再生・創出) | 荒廃した自然を元の状態に回復する。<br>(再度作りなおす、または全く何も無いところに作りだす。) | 人為等により積極的に自然の回復を図る。<br>(回復後は上の3つのどれかの自然保護形態により管理される。) |

問題になっている林業の場合、最も多いのは上表の「保全的自然保護」にあたるものであろう。とはいえこれが林業のすべてではない。時には「保存的自然保護」にも責任を持ち、また時には「現状維持的自然保護」や「自然回復」にもその技術が適用される。現在の林業の範囲は以前とは比較にならぬほど広がっているのである。前述の「森林生態系保護地域」には、生態系の厳正な維持を図るための「保存地区」と、その地区に外部の環境変化の影響が直接及ばないように、緩衝の役割を果たす周辺部の「保全利用地区」が設けられている。この「保存地区」が上表の「保存的自然保護」

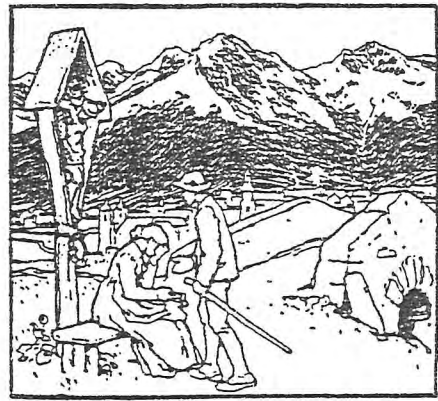


の地域と考えてよいであろう。

「自然環境保全法」に基づいて制定されているのが、「自然環境保全地域」である。これには環境庁所管のものと、都道府県所管の「都道府県自然環境保全地域」とがある。「自然環境保全地域」は「良好な自然状態や、すぐれた自然の生態系を維持している地域」とされており、「特別地区」と「普通地区」に区別される。世界遺産条約の対象地として登録された「白神山地」もこの「自然環境保全地域」のひとつで、場所としてはほぼ「森林生態系保護地域」と重なっている。

## 5. 自然と人間の共存

ここまで自然を保護するための各種の制度を取り上げてきた。しかしどのように完全な制度を作ったとしても、それだけで自然が保護されるとみるのは誤りであろう。そもそも「保護する」という表現に、自然を人間の下に位置づける西欧の自然観を感じとることができるのではないか。自然と人間の間には、上下関係ではなく「共存」の関係が成り立たねばならない。そのためには、かつての日本人の自然観をあらためて認識することが必要であろう。中でも大切なのは自然との一体感である。自然との一体感が伝統文化を育て、民族性の基礎ともなる伝説や民話を残してくれたことを忘れてはならない。さらに強調



村の辻に立つキリスト像

されねばならぬのは自然に対する畏敬の念であろう。

自然に対する畏敬の念は、不思議なことにむしろヨーロッパに強く残っている。自然を人間の下に見てきた西欧の思想とは一見相容れないようであるが、その謎の一端はヨーロッパにおけるかつての多神教の世界が解いてくれるであろう。現在の西欧の精神世界はキリスト教一色のように思われがちであるが、調査の結果ではかならずしもそうではない。キリスト教が一掃しようとしてついに果たせなかった多神教の名残が、相当根強く残っているとみるべきであろう。そればかりでなく、追放されたはずのかつての神々が、自然と住民をつなぐ橋渡しの役割まで担っているのである。それらの神々の多くは、種々のキリスト教の行事にまぎれて人間界に姿を現す。謝肉祭の仮装行列や、五月柱や、クリスマスに店頭に並ぶヤドリギなどに、人々は神々とともに自然や森林の息吹を感じるのである。

日本にもこういう素朴な宗教感情の名残はある。たとえば山形県の南部に主として分布する「草木塔」などはそのよい例であろう。しかし一般にこういった宗教感情が薄れていることは否定できない。とはいえ多神教の復活そのものに共存の道を求めようとするものではけっしてない。自然と人間の共存のために現在必要なのは、何よりもまず自然との一体感の回復であり、そこから生じる畏敬の念であろう。そのためには、やはり自然や森林との交流を密にすること以外に近道はなさそうである。